

## 第Ⅵ章 付 編

- 1 西大寺古図と「称徳天皇御山荘」
- 2 平城宮と京の庭園遺跡における園池と建物
- 3 遺構断面の転写



SG980 旧状(昭和36年撮影)

## 1 西大寺古図と「称徳天皇御山荘」

西大寺に伝えられた古図はいま西大寺と東京大学とに分蔵されている。その古図の多くは鎌倉時代末期に展開された西大寺と秋篠寺との堺相論に関して作成されたもので、中には「称徳天皇御山荘跡」（以下「山荘跡」と略記）と伝えられる地を図示したものもある。まず「山荘跡」を描く古図を紹介してその作成年代・作成事情を可能な限り明かにし、次いで「山荘跡」と伝えられる地について古図及び現地について検討を加える。猶、このような中世の古図は現在四幅知られるが、その他にも近世の絵図で「山荘跡」及び「称徳天皇御山荘」（以下「山荘」と略記）自体を描く二幅があるので併せて紹介する。最後に「山荘」に関する古代の文献史料に検討を加える。

**A. 中世の古図と近世の絵図** (tab. 8, PL. 19~23) **図1** (PL. 19) 本図は北を上にし、東西は西一坊大路より一町西の「佐貴路」から西四坊大路まで、南北は一条南大路より一町南の「一条南路」から一条北辺までを描く。条坊線はあたりの為の押界の上に墨線で描かれ、各坊は十六の坪に細分される。各坪はほぼ正方形で、条間・坊間の大路は京極路を除き坪境小路より広く表現される。西三坊大路以西に山・池・耕地を描出する外は、図の上端左隅で一条北辺以北に池・田畠らしきものをやや粗雑に描くだけで、西三坊大路以东には絵画的表現は全くみられない。記載は坪付・路名が朱書される外は全て墨書で、墨書は地の文以外に二十二紙の押紙にもある。

本図左端下方には「弘安三年庚辰歳作之」と墨書があり、又貼題籤に「西大寺敷地図」とあることから、本図は鎌倉時代に入り叡尊によって復興された西大寺の寺域を示す為に弘安三(1280)年に作られたと<sup>註1</sup>考えられてきた。しかし、本図の記載を検討すると「西大寺敷地図」なる名称が正鵠を射たものではないことが明らかとなる。

前述の如く本図の記載は大きく地の文と押紙とに分けられ、更に押紙は紙質・筆蹟等から四種に細分できる (tab. 9)。地の文は全て福益名に関するもので、押紙の中にも地の文と同筆のものがある。この種の押紙(押紙I類)は地の文と同じく福益名に関するもので、その他条坊線を表す墨線を訂正するものを含めていずれも地の文同様本図作成時の記載と

	形 状	料 紙	紙 数	法 量	所 蔵 者
1	紙 本 墨 書	楮 紙	9 紙	タテ 92.0cm × ヨコ 131.5cm	東 京 大 学
2	紙 本 墨 書	楮 紙	9 紙	88.1cm × 134.0cm	東 京 大 学
2 参考図	紙 本 淡 彩	楮 紙	9 紙	79.1cm × 150.0cm	東 京 大 学
3	紙 本 墨 書	楮 紙	4 紙	62.5cm × 100.7cm	西 大 寺
4	紙 本 墨 書	楮 紙	4 紙	55.0cm × 63.7cm	東 京 大 学
5	紙 本 淡 彩	鳥の子紙	16紙	109.4cm × 135.0cm	西 大 寺
6	紙 本 淡 彩	斐 紙	6 紙	109.5cm × 131.9cm	東 京 大 学

tab. 8 西大寺古図一覧表

考えられる。故に本図は元来福益名の分布を示す為に作られたと思われる。福益名は西大寺古図中の別の一幅には福増領とみえ、文保元(1317)年秋篠寺凶徒等悪行狼籍條々(以下狼籍條々と略記)では「関東御寄進福益領」とされる。福益名の来歴については永仁六(1298)年の西大寺田園目録(以下田園目録と略記)に詳しい記述がある。即ち添下郡右京一条二・三両坊の西大寺北辺には十四町三百三十歩の福益名があり、「宝治没取之地」として「武家」より一旦「醍醐寺安樂寿堂」に寄進されたが、永仁五年十二月十四日醍醐寺には「余所」を代りに施入し、福益名は西大寺に再寄進されたとある。更に裏書に「綾小路禅尼跡若狭前司 継母也」とあることから、福益名は若狭前司=三浦泰村の継母たる綾小路禅尼の所領であったが、宝治合戦での敗北によって没官され、醍醐寺領を経て鎌倉幕府から西大寺に寄進された関東御領であることが判明する。西大寺・真言律宗は鎌倉時代後期関東の武家政権、特に北条得宗家、一門に密着して発展しており、福益名の施入もこれと関るものと考えられ、福益名の施入と前後して永仁六年四月西大寺が関東祈禱寺となつてい註7ることも注目される。以上から本図が作成される上限は永仁五年に指定される。

第二種の押紙(押紙II類)は「石落神」「奉鑄四天池」「八幡宮本宮」とある同筆の三枚で、いずれも中世の西大寺に於ける信仰と関りをもつものである。石落神は現在西大寺東門東北方にあり、室町時代中期に属すると思われる棧瓦葺春日造の一間社である。『行実年譜』仁治三(1242)年条にはこの小祠の奉祀由来譚がみえる。即ち、叡尊に菩薩戒を授かった老翁が自らの素性を「少彦名命石落神」と明かし礼として薬方を授け忽然と消えた。叡尊は施薬院を構えて薬方に従い調合した薬で多くの病人を治し、西大寺東門辺で土地を舐んで社を建て石落神を祭った。この記事は直接的には『行実年譜』が編まれた元禄年間頃の西大寺呪薬法会の由来と売薬の始めと言われる豊心丹の由緒を記したもので、又石落神奉祀譚としては極めて神秘的な面がありそのまま事実とは認めたいが、看過し得ない点もある。それは西大寺と大神神社との関係である。石落神即ち少彦名命は大神神社の祭神大物主神と一体に考えられたり行動を共にしたり、同社に配祀される神々の中でも

種類	墨書内容(墨書位置)	紙数
I類	都合西大寺分福益名十町半二十歩(北4-2)、福益名一町大 <small>加南西 路定</small> (北3-8)	2枚
II類	石落神(1-3-3)、八幡宮本宮(1-4-5)、奉鑄四天池(1-4-7)	3枚
III類	本願御所跡(北4-3)、池(北4-6)、西大寺寺山(北4-7)	3枚
IV類	東南角院跡(1-3-4)、四王院(1-3-6)、今弥勒堂(1-3-8)、弥勒金堂跡(1-3-9)、 薬師金堂跡(1-3-10)、寶塔院・西塔跡(1-3-11)、中大門五間跡二重・東樓門三間 ・西樓門三間(1-3-12)、十一面堂院路(1-3-14)、小塔院跡(1-3-16)、西南角院跡 (1-4-4)、外大門跡(2-3-9)	14枚

tab. 9 図1の押紙

猶、墨書位置の(北4-2)、(1-3-3)は各々北辺四坊二坪、一条三坊三坪を表わす。

重要な位置を占める神である。神格の特徴として「石若しくは岩におのれを示現し、若しくはその中に内在すること」が指摘されていること<sup>註9</sup>から石落神の名は相応しく、又医療と関る神とされるのも、少彦名命が医神の性格を有することによるのであろう。大神神社では少彦名命は今日境内摂社大直禰古神社（若宮）の祭神の一つであるが、若宮は叡尊以来西大寺と深い関係<sup>註10</sup>を有し、平安時代以降衰退の一途を辿っていた若宮別当寺大御輪寺を叡尊が弘安八年に中興し、西大寺末寺としたのである。この様に少彦名命＝石落神を介して叡尊・西大寺と大神神社・若宮との関係を把える時、先の記事を簡単に否定し去ることはできない。石落神の由来がたとい『続日本紀』宝亀元年二月丙辰条に言う東塔心礎の破片を寺内浄地に安置したことに溯るとしても、叡尊の頃に於ける大神神社との深い関係から少彦名命と同一視された石落神が更に深く信仰されるに至ったことは事実であろう。石落神に関する先の記事と関って建長三（1251）年の西大寺寺領検注帳（以下検注帳と略記）<sup>註11</sup>と田園目録の記載が注目される。前者では右京一条三坊三坪に石落神の敷地一反があり、その十一月八日の祭の御供田もあること、又三坪には「除病院」の地二反が存在したことが判かる。後者では同じ右京一条三坊三坪に「常施院敷地」二段半の存在が知られる。「除病院」「常施院」は恐らく同一のもので、『行実年譜』に言う叡尊建立と伝える施薬院であろう。石落神が建長三年には祭られていたと伝えられ、その効験と深く関る施薬院も同じ坪に存在したことは先の記事の一面での正しさを暗示するものではあるまいか。「奉鑄四天池」の押紙のある池は位置関係からみて後述する図2、3の唯「池」とのみ記され円形に表現される池に、又近世の絵図5・6等では「鑄師池」「鑄物師池」と記される池に相当すると思われる。現在西大寺野神町に小さな溜池として残る奥ノ池、イモリ池、イモジ池等と呼ばれる池がこれに該当すると考えられる。土地の言い伝えでは、称徳天皇が四天王を造る為自らこの地に鑄物師を集めたことに由来する名がイモジ池であると言い、又池とその北にある奥院との間は開発が進む前は緩傾斜の畑地で、50年余りにここから土を採取した時拳大の黒っぽい銅滓が多量に混入していたとも言う。『七大寺巡礼私記』『扶桑略記』が伝える西大寺四天王像鑄造の度重なる不成功ののちの完成という説話の存在を介して、先述の如き言い伝えをもち鎌倉時代や江戸時代に「奉鑄四天池」「鑄物師池」と呼ばれた池について考えると、この池が西大寺四天王像を鑄た池として長い間にわたり伝承されてきたことはほぼ間違いない。或いは今日創立時の四天王像の残欠と伝えられる本体の一部・邪鬼を実際に鑄た土地であったのかもしれない。或いは叡尊が再興した西大寺は奈良時代の規模とは異なり四王堂と塔とを中心としたこと<sup>註12</sup>を考慮すると、「奉鑄四天池」もこのこととの関連で把えるべきかもしれない。「八幡宮本宮」は西大寺西方に東面して鎮座する。八幡宮は既に長承三（1134）年には右京一条四坊五坪にあり（長承三年大和国南寺敷地図帳案）<sup>註13</sup>、その東の四坪には供田も存在した。その後も位置に変化はなかったとみえ、田園目録には二条四坊一・八両坪が「字八幡宮南浦」、九坪が「字宮西」、一

条四坊四坪が「字宮田」、又右京二条四坊南大路（一条南大路）にある土地について「在<sub>二</sub>西大寺八幡宮前<sub>一</sub>」とある。更に中世の古図にも右京一条四坊四・五両坪を「八幡宮」とし、周辺の坪に「宮田」「八幡宮山」のあることを示す一幅がある。<sup>註14</sup>『感心学正記』によれば弘安八年十一月十七日寅時に八幡宮に「御体」（神像）を安置しており、鎌倉時代叡尊によって西大寺復興とともに鎮守たる八幡宮も整備されたことを示唆する事実である。以上押紙Ⅱ類の三枚は全て西大寺の中世に於ける信仰と深く関るものであることがわかる。

第三種の押紙（押紙Ⅲ類）は「本願御所跡」「池」「西大寺寺山」とある三枚で、後に紹介する秋篠寺との堺相論関係の図2、3で特記されたり直接相論の対象となっているものであり、この三枚は秋篠寺との相論に関して本図に貼付された押紙<sup>註15</sup>と考えられる。

第四種の押紙（押紙Ⅳ類）はいずれも薄手の楮紙で、押紙Ⅰ～Ⅲ類より時代がやや降るかと思われる。全部で十四枚あり、西大寺の堂塔名を記す。十四枚の押紙は更に旧堂塔跡を示すものと当時存在した堂塔を記すものとに分けられる。前者に属する押紙には全て「跡」とあり、後者には「跡」の字がない。押紙Ⅳ類が貼られた年代を推定するには後者<sup>弥</sup>の現存堂塔が手掛りとなる。現存堂塔としては「四王院」「宝塔院」「今勒堂」がある。「今勒堂」とあるのは、別に「弥勒金堂跡」なる押紙の存在からも分かる様に本来の弥勒金堂<sup>註16</sup>が失われてのち食堂が弥勒金堂にあてられ、それが存在していることを示している。「今勒金堂」たる食堂<sup>弥</sup>に関しては徳治二（1307）年<sup>註17</sup>に焼失し、以後再建されなかったことから、押紙Ⅳ類が貼られたのは徳治二年以前に一応推定できる。

以上本図に於ける記載の地の文と四種の押紙について検討してきた結果、地の文と押紙Ⅰ類は永仁五年以後、Ⅱ類については不明であるが、Ⅲ類は秋篠寺との相論に関して貼られたものと思われ後述の如く嘉元元年以後、Ⅳ類は徳治二年以前に貼られたと推測しうることが明かとなり、到底「弘安三年庚辰歳作之」ではありえない内容を有する図であることが確認できる。「弘安三年庚辰歳作之」なる墨書は異筆であって、本図完成後に書き加えられたと考えられる。検注帳が公文所に於いて書写された年が弘安三年であること、本図右京一条三坊十三坪に「弘長三年 依<sub>二</sub>宣旨<sub>一</sub> 荒畢」とある墨書も検注帳に同様の記述があること等と関って書き加えられたのかもしれないが、詳しくはわからない。猶、本図には叡尊墓所たる奥院が全く描かれておらず、叡尊入滅後奥院に五輪塔が建立されたのが正応三（1290）年<sup>註18</sup>であることから、本図成立の下限を正応三年以前とすると、地の文の福益名の記載と明らかに矛盾を来たすが、奥院が描かれていないことが奥院成立以前を示しているとは速断できない。

図2（PL. 20）本図は西を上にして西大寺を東南隅に配し、北は相楽川、西は「京内一条」の西延長が河内国へ抜ける道と分岐する地点にある「辻地蔵」までを描く。同範囲をやはり西を上にして描く別の古図（図2参考図PL. 20）があり、両図は記載内容から西大寺と秋篠寺とが嘉元元（1303）年から主として秋篠寺（戌亥山）の領有をめぐって相論

を展開した時に両寺で各々作成されたと推定されている。本図はそのうち西大寺が作成した図であり、別の古図は相論の審理の過程で秋篠寺が作成し西大寺へ進められた図である。

西大、秋篠両寺の相論の展開と、相論と古図との関連については先行研究に譲り、本図について気付いた点に限り若干触れるに止めておく。本図の作成年代については、秋篠寺所進の図にみえない新しく貯水池として築かれたと思われる池（本図では奥院南方に丸い池として描かれる鑄物師池）が描かれていることから、秋篠寺所進の図と対をなすものながら「多少の時間的ズレがあるのではないかと推定されている。しかし、本図よりも成立が古いと思われる図1にもこの池は描かれており、又池は西大寺の図である本図に於いて単なる用水池として描かれているのではなく、「弁才天」「本願天皇社」「本願天皇御所跡」等と共に周辺の領有を主張する根拠の一つとして描かれたとみられるから、秋篠寺所進の図に描かれなくとも不審はない。右の作成年代推定には問題があり、むしろ両図が完全に対をなし、嘉元元年の相論に於いて作成されたと考えるのが正しいのではなかろうか。

図2の記載で目につくのは当然のことながら西大寺が領有を主張する語句である。相論の中心となった秋篠山に対して「西大寺領戌亥山一千町」といい、押熊・大川・中山の在家に対する「西大寺領」の主張、秋篠山領有の主張を側面から支えた「西大寺末寺」阿弥陀山寺・<sup>註22</sup>瑜伽山寺跡・谷谷の記入、秋篠寺が寺僧良印西大寺執行職兼帯の時に両寺合力にて築いたと主張する今池に対する「興正菩薩御興行之池」なる主張、西大寺が「内山」と主張する地域を由緒付けるとされる「本願天皇御山莊跡」「興正菩薩御墓」「池」（鑄物師池）の記載、等である。

本図の記載で問題となるのは次の点である。即ち、秋篠寺所進の図では秋篠寺が「京内一条」を以て寺領の南界と主張するのに対し西大寺はそれより一町北と反論していることを記す押紙が貼られ、図でも当該地を「相博地」とするが、本図では西大寺々中を「京内一条」以南に描き、西大寺の先の主張が明確に示されていない。ただ本図では「京内一条」を狭んで西大寺々中の北に「十五処大明神」と在家を描いており、これが西大寺の主張を示したものかもしれぬ。猶、本図の「興正菩薩御墓」・「池」の位置・「本願天皇御山莊跡」一帯の描き方に問題のあることは後で述べるが、西大寺の領有主張に関るとされる地物が全く秋篠寺所進図に描かれていないことも当然のことではあるが注目される。

図3（PL. 21）本図は図2とほぼ同じ範囲を描くが、図2とは異なり北を上とし、図上では東西方向が長く表現されているが実際は南北方向に長い。全体的に図2より簡略な表現が目立つが、図2と相違する点は「京内一条」や秋篠寺へ至る「大道」を描かないこと、「京内一条」を越えて「十五所大明神」を「西大寺々中」に取り込んでいること、「本願天皇御山莊跡」の池の向きが異なること、赤皮田池を描いていないこと、等であるが、本図で注目されるのは四個所の墨書である。西大寺十五所大明神の所、西大寺西北方の集落、西大寺領大川、八王寺社西南方の山中にあり、これらの墨書によって本図が正和

五（1316）年十一・十二両月頃西大寺及びその寺領に対して行われた「秋篠寺悪党」による狼籍の場所を示す為に作成された図であると判明する<sup>註23</sup>。西大寺文書の年月日未詳ながら記述の内容（正和五年十一月七日の狼籍を「去年十一月七日」と記す）から翌文保元年の作成に係るとわかる「目安」案には本図の墨書に対応する記述（tab.10参照）があり、本図も元来「目安」案とほぼ同じ頃に作られたものと考えられる。

ところが、本図には墨色・書風を稍か異にする書き込みがある。一つは西北方の「茶園」、一つは「西大寺々中」を示した長方形の枠の左右の書き込みである。「茶園」については文保元年の狼籍條々の第六条に「一、為<sub>レ</sub>極楽寺開山長老御沙汰<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>植置<sub>レ</sub>茶園并柿等数百本悉伐拂而忽成<sub>レ</sub>荒野<sub>レ</sub>事」とあり、この時の狼籍の場所である「茶園」の所在を示す為に書き加えられたものであろう。「茶園」の所在については一条北辺四坊一坪とする古図<sup>註24</sup>があり、地籍図では当該地は「字茶山」とある。後者の書き込みについては全く事情不明であるが、右方に書かれた「南北五丁」「東西三丁」は「南北」「東西」と「五丁」「三丁」との墨色がやや異なるが同筆と思われる、「西大寺々中」の規模を示したもので、西大寺の敷地を示したとされる中世の古図にみえる所と一致する。左方の「一条」「二条」の記述については、その右上端から東へ延びる線と関らせて大路を示すとすると一条北大路は正しいが二条大路は全くの誤りであり、又条坊の一条・二条を示すものとすれば二条の位置がおかしい。いずれにしても正確に表現されたものではなく、本図の本来的な役割りと何らかの関りをもつか否かは判断し難い。猶、大路を示すかと思われる墨線の他にも本図にはかなり粗い墨線が引かれており、恐らくこれらの墨線も道を示す為に同時に書かれたのではないかと思われる。

図4（PL. 21）本図は北を上とし、東西は西一坊大路の一町西佐貴路から京極路、南北は二条大路から京極路を描く。条坊線は墨線で、西大寺・西隆寺寺域内にのみ墨線の条坊線がなく押界で、両寺寺域を示す外縁は朱線である。東西道路では「一条大路」（一

図3（墨書位置）	「目安」案
正和五年十二月五日未剋秋篠寺悪党破却（十五所大明神）	同十二月五日巳刻重打 <sub>二</sub> 入于当寺 <sub>一</sub> 、打 <sub>二</sub> 破 <sub>一</sub> 十五所明神拜殿 <sub>一</sub> 、
正和五年十二月五日未剋秋篠寺悪党西大寺土民等住宅焼失所也（西大寺西北方集落）	焼 <sub>二</sub> 拂寺辺郷民住屋 <sub>一</sub> 、
正和五年十一月七日辰剋秋篠悪党追補破却狼籍所也（西大寺領大川）	去年十一月七日辰剋別当僧正房等差 <sub>二</sub> 遣執行盛尊以下自國他國数百人之悪党等於西大寺領大川・忍熊以下所々 <sub>一</sub> 、追 <sub>二</sub> 捕百姓紀藤次等数字住屋 <sub>一</sub> 、運 <sub>二</sub> 取若干米銭色々財物 <sub>一</sub> 、結句壞 <sub>二</sub> 取堂舎神殿菴室仮屋并数字在家 <sub>一</sub> 、忽成 <sub>二</sub> 于荒廢之地 <sub>一</sub> 、
打擲刃傷所也	

tab. 10 図3の墨書と「目安」案との対応

条北大路)と一条南大路のみが広く表わされるのに対し、南北道路では坊間大路ではなく一町西の坪境小路が広く表現される。坪付・門を除く堂塔名・道路のうち「一条大路」「二条大路」のみが朱書で、他は全て墨書である。本図上端裏には表と同筆で「西大寺敷地」なる墨書があり、又「西大寺往古敷地」と墨書した題籤も貼られ、本図は「西大寺の現状を示すのではなく、八世紀の西大寺の寺域、伽藍の様子を示すのを主目的としている」と考えられている。<sup>註25</sup>本図の成立年代を推定するには「食堂<sup>今弥勒</sup>金堂跡」なる朱書が手掛りとなり、図1の押紙Ⅳ類と同様に徳治二年以前の状況を示している。

本図で注目されるのは北辺四坊三坪に「本願天皇」、北辺二坊三・四坪坪境小路の辺から東にかけて「本願御陵」とある2つの墨書である。「本願御陵」の墨書の位置は、現在治定の孝謙天皇陵とほぼ一致するが、現孝謙天皇陵が治定されたのは文久三(1863)年の陵墓<sup>註26</sup>修定事業の時で、実はその主たる根拠こそ本図の「本願御陵」なる記載にあったのである。一方「本願天皇」と墨書のある北辺四坊三坪には称徳天皇にゆかりのある陵以外の何か一恐らくは、図1・2・3の描く「山荘跡」か図2・3の「本願御社」一の存在を示すものである。

さて、次いで近世の絵図で「山荘」「山荘跡」を描く二点はいずれも江戸時代中期元禄十一(1698)年の作成で同筆にかかると思われる。

**図5**(PL.22)「西大寺伽藍絵図」本図は北を上にし、東西は西一坊大路一町西の佐貴路から京極路、南北は一条南大路一町南の一条南路から京極路まで、本図右端墨書に「総界内東西十一町南北七町」とある範囲を描き、その周囲には多数の門を開く築地らしきものが繞る。猶、北の京極以北でも例外的に「本願称徳天皇御廟」が上端右隅に描かれる。

本図上端には「西大寺伽藍絵図」との標題があるが、作成の年代及び目的を明示しているのは左端にある墨書である。「元禄十一禩桂月穀旦以<sub>一</sub>宝亀十一年十二月廿九日絵図流記<sub>一</sub>謹模写之者也」とあって、元禄十一年八月吉日に「宝亀十一年十二月廿九日絵図流記」によって模写したもので、西大寺の創建時に於ける盛観を示めそうとしたものが本図であると判かる。「宝亀十一年十二月廿九日絵図流記」のうち「流記」とは宝亀十一(780)年<sup>註27</sup>西大寺流記資財帳(以下資財帳と略記)のことで、室町時代の写本かとされる一本が現在西大寺に襲蔵されている。一方「絵図」についてはそれ自体存在が疑わしい。<sup>註28</sup>本図については既に史料批判が行われており、江戸時代南都の諸寺で描かれた往古の盛観を示そうとした想像図の一つで、原図が宝亀十一年に作られたとは考え難く、四至については資財帳によったものの路の措定に誤りがあり、鎌倉の古図を参考に寺地・伽藍を定め、資財帳の堂塔を想像で配置したものに過ぎず、西大寺の伽藍を考証・復原したものではないとされている。確かに資財帳に依拠したのは西大寺の伽藍のうち長・広を注記する堂塔だけで、配置・堂塔の様式にさえ問題があり、明かに後世の造営と思われる建物も描かれ、伽藍配置・池の表現等にはかなり観念的な面がみられる。ただ西隆寺に関しては少くとも主要な



堂塔の配置に於いて事実を伝えていることが発掘調査の結果確認されており、本図の評価を困難にしている。しかし、本図が全体として如何程の事実を伝えているのかは問題であり、やはり中世の幾幅かの古図によりつつ宝亀十一年の資財帳を用い想像して描いたものと考えるのが正しいであろう。

**図6** (PL. 22) 「西大寺古伽藍敷地并現存堂舎坊院図」 本図は北を上にし、東西は佐貴路から京極路、南北は一条南大路の範囲を主に描き、墨線で四至を明示する。猶、北では京極路以北でも西大寺関連の地物を描く。

本図には上端に「西大寺古伽藍敷地并現存堂舎坊院図」と墨書で標題があり、又「西大寺現存堂絵図」なる貼題籤もある。更に下端左に「元禄十一曆八月吉日依弘安二年歳次庚辰古伽藍敷地之図画現在荒衰之躰者也」と墨書がある。これらの墨書から、本図の作成年代が江戸時代中期の元禄十一年八月吉日であること、作成の目的が「弘安二年歳次庚辰古伽藍敷地之図」によって古伽藍敷地の範囲を示し、元禄十一年当時の西大寺の荒廃の現状を描くことにあったことが判明する。猶、本図が依拠したとする「弘安二年歳次庚辰古伽藍敷地之図」は図1に該当すると思われるが、歳次庚辰に当たるのは弘安三年だから「弘安二年歳次庚辰」とあるのは誤りである。図様は西方に山を描く以外に図1との関連性に乏しく、西大寺の伽藍配置も図1に依拠しているとは必ずしも言い難く、全面的に図1に依拠したとはみられない。京極以北に「本願称徳天皇御廟」を描くのは図4に近く、本願山荘北に戌亥山千町・西大寺内山・瑜伽山寺・弥陀山寺を配するのは図2・3に拠ったとみられる。本図は西大寺に伝来した図1をはじめとする数多の古図を参照しつつ描かれ、中でも作成年代を図1に記す「弘安三年庚辰歳」に求めたのであろう。

本図は元禄当時の西大寺と周辺の有様を伝えている点でも極めて貴重であり、特に西大寺・西隆寺の既に滅んでしまっていた堂塔の位置を礎石で表している点が重要である。ただ問題は礎石の位置が当時実際に残っていた礎石によるのか、他に何らかの参照すべきものがありそれによって推測で描かれたものなのかである。西隆寺跡については図5に描く南大門・宝塔・円通殿・楼門・金堂・講堂の位置に礎石を描く。西大寺の古図の中に西隆寺の伽藍配置の一部を記したものがあり、金堂を右京一条二坊九・十・十五・十六坪の中心に、南大門を金堂正南面十・十五坪の南辺に、塔を十坪の東南に朱書している。本図の礎石の配置は基本的にこれに合致し、既述の如く発掘調査の結果もこれを裏付けている。従って西隆寺に関してはほぼ真実を伝えたものとみてよいだろう。西大寺については、元禄当時何らかの形で原位置を保っていた堂塔を除き図5と一致する位置に外大門・中大門・東大門・西大門・薬師金堂・弥勒金堂・西塔・十一面堂院・小塔院・食堂院・政所院等の礎石を描き、やや異った位置に東門跡礎石、北の京極路に面して開く門らしき礎石を描く。既述の如く図5では堂塔の描写に資財帳と合致しないものが多く、特に十一面堂院では双堂の理解に誤りがあり、その誤りが本図の十一面堂院の礎石の表現に受け継がれてい

る。このことは両図の緊密さを示すもので、本図にも図5同様「古伽藍」を示すに当って想像が入っているとみられる。

**B. 西大寺古図にみる「称徳天皇御山荘」** (PL. 23) 「山荘」の占地 中世の古図で「山荘」の所在を条坊坪付で明確に示しているのは図1で、一条北辺四坊三坪から一部六坪にかけて押紙を貼って「本願御所跡」と記している。図4では一条北辺四坊三坪の西端に寄せて「本願天皇」と墨書がある。図2・3は共に条坊線を記さないが、図2では「京内一条」(一条北大路)の北で秋篠寺へ至る道(西三坊大路)の西に「本願天皇御山荘跡」とあり、図3では一条北辺にある十五所大明神より南で図2に比し一層西に描かれる。図2が奥院とその南の池(鑄物師池)を一条北大路より北に描くのは奥院が右京一条四坊八坪に位置すると推定される<sup>註31</sup>点からみて誤りと思われ、図3も既に指摘されている様に図全体の配置が正確とは思われず、いずれも「山荘」の占地を推定するには問題がある。図1・4が「山荘」の所在を一条北辺四坊三坪を中心とすることについては検注帳の右京一条北四坊三坪の記載に「字本願ノ池シリ」とあるのが参考となる。「本願ノ池シリ」とあるだけでは図2・3にみえる「山荘跡」の池尻か、本願天皇社のある池尻か問題もあるが、いずれにしろ一条北辺四坊三坪には池があり、その付近に称徳天皇ゆかりの施設が存在したと伝えられていたことは事実であろう。

一方、近世の絵図は中世の古図と異なる位置に「山荘」を描く。図5は北辺四坊五・八坪に、図6もほぼ同じ位置に「山荘」を描いている。近世の絵図が中世の古図とは異なり北辺の西北隅の二坪に「山荘」を描く理由は不明である。

以上より「山荘」の伝承地としては一条北辺三坪の西寄り、或いは三坪から一部六坪にかけての地を考えるのが至当と思われる。

**「山荘」の位置** 中世の古図では、図1は一条北辺四坊三・六坪にある中島をもつ東西方向に長い瓢箪形の池の北に「本願御所跡」と墨書する押紙を横に寝かせて貼っている。図2では奥院の北にある池畔の入り組む池の東岸に、図3では池の北岸に「本願天皇御山荘跡」とある。2・3両図では池の向きに90度のずれがあるが、池の描き方や池に対する墨書の位置、更に池の対岸に弁才天、池の左岸の突出部に本願御社を描く点に共通性がみられ、両図は本来同一の池を描きながら図の天地のとり方で90度のずれが生じたものと思われる。図2が図3よりやや古く図3を描く際に図2を参考としたとも考えられることから池の向きは本来図2の如く南北方向であったとみることもできるが、いずれの図も地物を正確に描くことが主目的ではなく、訴訟に勝つ為の正当性を裏付ける重要なものは際立つ様に描かれたのであり、池の向きを正確に描いているとは言い難い。

近世の絵図5・6は共に池の位置を一条北辺四坊六・七坪のほぼ中央に描くのに対し、その北で坪を新たに「山荘」を描いている。池の形は図5が図2・3を襲っているのに比し図6は池畔の池中への突出を逆に描いている。

以上六幅の古図・絵図から、まず「山荘」のある池の向きと形を決めることは極めて困難である。しかし、一条北辺四坊三坪付近の地勢に徴すると、谷筋は東西ないしは東南から西北の方向にみられ、南北方向のものはない。従って池の向きとしては、図1・2・5・6の如く東西に長い池であったと考えられる。一方、池の形については、元禄十一年に同時に描かれた絵図5・6が対称的に描くことから、元禄十一年当時に存在した池の形をありのままに描いたとは思われず、中世の古図2・3に描く池の姿を写したにすぎないのではなかろうか。むしろ池の形は図1の如く瓢箪形のほぼ今日の池の形に近いものであったとみてよいだろう。猶、図1が池の中央に中島を描き、図5・6がその中島に本願天皇社(宮)を配するのに対して、図2・3は共に本願御社を左岸の突出部に描くだけで中島を全く描いていない。池に中島が存在したことは図1・5・6からみて間違いなく、元禄十一年当時そこには事実本願天皇社が存在したのである。図3・4が本願御社を左岸の突出部に描くのは当期中島の一部が池の対岸に接続していたのかもしれない。

「山荘」の位置に関しては池の北とする図1・5・6と池の東南とする図3がある。図3については先に池の図様に疑義のあることを述べたが、図2とともに弁才天・本願御社の祠の位置を明示する正方形を描くのに対し、「山荘跡」を示す墨書の位置は池の右下で莫然としている。墨書自体には厳密に「山荘跡」の位置を指示する機能はなく、池周辺一帯が「山荘跡」であることを示すにすぎぬであろう。とすれば、「山荘」は池とその北を中心にして三坪から六坪一帯に営まれたと伝えられていたとみるべきであろう。猶、本願天皇社が池中の中島に祀られたのはこの地一帯が「山荘跡」であったことによるのであろう。

**近世絵図の描く「山荘」** 図5が中世の古図によりつつ宝亀十一年の資財帳を用い想像で描かれた図であることは既に述べたが、一条北辺四坊五・八坪にわたり「本願天皇山御殿」を具体的に描写する。東西に並ぶ二つの坪を繞る築地と築地南面・北面に開く三つの門、築地の内部には西南隅・北方及び東面築地中央を跨ぐ計五つの小丘と三本の桜の木、五・八坪にわたる敷地の中心に一棟、東南に二棟、西方に二棟、東北方の小丘上に一棟、西北方の小丘麓・中腹に各一棟、計八棟の入母屋造の殿舎を描いている。築地に開く三つの門のうち南面中門のみが基壇を有する入母屋造の四脚門で一間の唐破風の向拝が付くのに対し、他の二門は極めて簡単な棟門であることからみて、南面中門がこの一郭の正門であることがわかる。この正門を入った敷地中心にある高欄付き亀腹状基壇の殿舎が形式的な正殿で、「山御殿」に当ると思われるのはその東北、小丘上にあつて中心の殿舎と同規模で唯一南面に石階を有する石組の基壇上に建つ殿舎である。これら築地内部にある殿舎には不自然な点が多い。全ての殿舎が東西棟で散在し相互に有機的連関がみられないこと、中心殿舎東南方の越屋根付きの入母屋造の殿舎は本図の他の例から厨の可能性があるが、中近世の寺院の庫裏の発想によっているとと思われること、南面中門に付く唐破風の向拝にみられる時代錯誤、等枚挙に違がない。更に平安時代の寝殿造は言うに及ばず奈良時代の

宮や邸宅にも苑池が営まれ、池を取り込んで殿舎が配置されたにも関わらず、本図では敷地に苑池が取り込まれず、「山御殿」敷地を繞る築地に開く南面中門に到る道の木橋が架かる池を描くだけで、「山御殿」が築地で苑池と切り離されていることは極めて特異である。

元禄十一年当時の西大寺の現状を描く図6も図5と同じ位置に「本願山莊」と墨書し殿舎跡を示すと思われる礎石を描いている。礎石の配置が図5の主要殿舎の配置に一致することが注目される。既述の通り図5・6の緊密な関係から考えても当然のことであり、図5の殿舎配置の問題はむしろ図6の礎石群の評価に関ってくる。先に述べた本図に於ける西大寺の礎石の問題や「山御殿」の全ての殿舎を礎石建ちに描くこと等から、元禄十一年当時これらの礎石が残存し、それに基づいて本図が描かれたとは到底考えられない。従って近世の絵図5・6に描かれた「山莊」の姿を直ちに信ずることはできず、「山御殿」「山莊」の名に引かれ、山中、しかも中世の古図よりも北西山深くに本願天皇社や弁才天のある池と切り離されて描かれるに至ったと考えられる。

**「山莊」伝承地の現状** 西大寺の古図にみえる「山莊」伝承地は現在東に向かい緩やかに傾斜する丘陵の北端に近い東南から西北にくだり込んだ小さな谷筋周辺にある。「山莊」の池は現在特定の名称をもたないが、ベタ池・ベタイチ池と言ったと伝える。池は明治二十註32二(1889)年・大正五(1916)年の地籍図註33では小字畑山に属するが、『大和国条里復原図』では小字弁財天とあり、池の名は本来弁天池と言ったのがベタ池・ベタイチ池に訛したことがわかる。現在池の周辺や中島には社祠等はないが、既に触れた様に古図には社祠を描くものがある。近世の絵図5・6では池の中島に本願天皇社(宮)の祠を描き、ベタ池とその東にある池との間を通る道の突き当りに鳥居と社とを描き「戌亥弁才天」と墨書する。これは江戸時代中期元禄十一年頃の情況であるが、それからほぼ150年後の天保十二(1841)年に描かれた西大寺所蔵「南都西大寺中古伽藍図」註34も同じ情況を伝えており、江戸時代中期以降はほぼ150年を通じて変化のなかったことが知られる。中世の古図2・3も弁才天と本願御社とを描くが、近世の絵図と異なり、本願御社は左岸の池中への突出部、弁才天は池の対岸に奉祀されている。池の複雑な形が中世の古図・近世の絵図を通じて類似するのには比べ、その周辺に祀られる弁才天・本願天皇社の池に対する位置が相違することは注意される。既述の如く本願天皇社があったのは池の中島で、鎌倉時代末期中島が左岸と接続していたか、或いはあたかも接続しているかの如くにみえたことによるものと考えれば問題はない。

本願天皇社については既に指適した検注帳の記載以外に全く手掛りはないが、西大寺本願称徳天皇を祭った社と思われ、恐らく「山莊」と伝えられる当地に西大寺の手で祀られるに至ったものであろう。

弁才天に関する記述は永仁六年の田園目録まで遡及できる。永仁六年十一月四日常円房が西大寺に施入した七所七段半の内に「添下郡右京一条北辺四坊三坪内一段弁才天松下田也」とみえ、

右京一条北辺四坊三坪の地に弁才天が祀られ、その周辺には図2・3の如く松林が存在したこともわかる。これ以外に中世の文書・記録には直接この弁才天に触れる所はないが、或いはこの弁才天に関する記述かと思われる史料がある。それは応安四(1371)年七月の定賢房殺害喧嘩間検断記録で、西大寺白衣寺僧たる定賢房とその与党が同じ僧伊与房等と口論に及び拳句の果てには定賢房が殺されるに至った事件の検断記録である。問題は口論・殺害事件が発生した場所である。事件が発生したのは、寺僧等が「龍池」で祈雨したところ第三日暮方になって大雨が降り出し、翌四日朝祈雨が叶ったことを喜ぶ為に「弁才天拝殿」に集った時であった。祈雨の場たる「龍池」と報賽の場たる「弁才天拝殿」とが全く別個の場所とは考え難く、「龍池」畔に「弁才天拝殿」があったと考えてよいであろう。弁才天が日本では多く水辺、特に湖池の中島上に龍神として祠を構えて祀られたことも参考となる。ただ近世の絵図や中世の「寺中曼荼羅」<sup>註35</sup>からは今問題としている弁才天以外にも幾つかの弁才天祠が西大寺近辺に存在したことが知られ、俄に検断記録の弁才天と結び付けることは慎まねばならないが、中世の西大寺に於いて特に重視された弁才天祠を該当させるのが妥当と思われ、古図・絵図に描かれた弁才天こそ相応しい。

さて、中世の南都に於いて異常なまでに流行したのが天河の弁才天信仰で、それを物語る弁才天像等の遺品が薬師寺や唐招提寺に残り、西大寺も例外ではなかった。中世の「寺中曼荼羅」・近世の絵図に描かれる西大寺周辺で祀られた弁才天祠の存在は勿論のこと、今日西大寺には中世・近世の十二幅の弁才天像が遺存し、光明真言会の初日大黒天供の行われる大黒堂に弁才天像が並べられ、西大寺に於ける弁才天信仰の盛行を示している。<sup>註36</sup>西大寺と弁才天信仰との結び付きは叡尊と弁才天信仰とのつながりに源を求めることができる。『行実年譜』弘安八年四月十日条には叡尊が再興し末寺化した教興寺の弁天神の前で最勝王経を講読した(弁才天が金光明最勝王経大弁才天女品に説かれていることに基く講読)とみえ、又寛元三(1245)年条には和泉国家原寺で堂宇を修造し新たに建てた中に弁天神社がみえる。更に弁才天信仰と叡尊とのつながりを闡明に示すのは嘉禎三(1237)年条である。この年正月叡尊は天河に参詣し、弁天宮で諷経誦呪し「立還式」を作ったとある。この記事自体は「立還式」製作由来譚であって問題もあるが、天河弁才天と叡尊・西大寺との深いつながりを十分に伝えてくれる。この様にみえてくると、古図等に描かれた池畔の弁才天は天河から叡尊によって勧請された可能性がでてくる。「寺中曼荼羅」で天川弁才天と書かれる辰巳弁才天と対称の位置にあって近世の絵図では戌亥弁才天と呼ばれたことも右のことを暗示するものではなかろうか。

既述の様に現在ベタ池の周囲や中島には本願天皇社や弁才天等の祠はなく、行方は杳としてつかめぬのが現状である。ただ候補が全くない訳でもない。一つは西大寺八幡宮の本殿後方向って右手に竜王社と共に祀られている巖島社で、明治二十二年の神社明細帳に旧鎮座地を「大字西大寺字弁天池の浮島」とする。ベタ池・ベタイチ池は弁天池の訛と思わ

れるから、ベタ池の浮島に祀られていた弁才天が八幡宮に遷されたことになる。猶、図6ではベタ池の弁才天は戌亥弁才天と記され、この巖島社もまた戌亥弁才天と呼ばれていることも参考となる。八幡宮には他にも摂社があり、参道右手にある巖島社もその一つである。この社は「大字西大寺字芝の茶殿」から遷したもので、図6にみえる辰巳弁才天に当たり、現在西大寺芝の人達が祀っている。一方「弁天池の浮島」から遷されたという弁才天は西大寺から預ったものといい、本殿の祭神と共に祀られ、同じ摂社の巖島社といってもその遷座地及び扱いに差のあることがわかり、「弁天池の浮島」の弁才天と西大寺との結び付きとその重要性が知られる。今一つの候補は現在奈良市押熊町常光寺にある「天満宮」と呼ばれる小祠に天神等と一緒に祀られている弁才天である。十五眷属の揃った八臂像の弁才天で、江戸時代前期頃の製作にかかると思われる。この弁才天像は60年程前に常光寺がベタ池中島とその南北兩岸の土地を所有していた人から預ったものといい、やはりベタ池の中島に祀られていたものであるという。西大寺八幡宮の弁才天も常光寺のものも共にベタ池の中島に祀られていたとする点に問題がある。本来一つであったはずの弁才天が何らかの理由で二つに分かれたと考えられぬとすれば、天保年間でさえ弁才天・本願天皇社の二祠として各々別個に祀られていたものが共に弁才天として八幡宮・常光寺双方へ行くこととなったのではないかと思われる。二つの弁才天のうち八幡宮のものについては未調査のため結論を出すに至ってはいないが、今後調査の機会に恵まれることで解答が得られることに期待したい。

**C. 古代の文献史料と「称徳天皇御山荘」** 古代の史料には称徳天皇が行幸した地として「山荘」に該当するものは見当たらない。むしろ称徳天皇がしばしば行幸したのは西大寺である。<sup>註37</sup>西大寺が称徳天皇の発願によって東大寺に対する西の大寺として全力を傾けて建立されたことから当然であろう。ただ称徳天皇の西大寺行幸は行幸とはいえ西大寺造営の進捗と深く関り、造営の節目毎に行われた。<sup>註38</sup>「山荘」が西大寺と関係の深い土地にあったことから西大寺行幸についてみておく。

称徳天皇の西大寺行幸に於いて早くから史料に現れるのは鳴院である。西大寺鳴院については、これを平城京の鳴院とし史料に散見する内鳴院・外鳴院の二院から成るとする滝川政次郎氏<sup>註39</sup>の説もあるが、岸俊男氏<sup>註40</sup>の所説には注目すべきものがある。岸氏によれば、西大寺鳴院は法院と同じもので、西大寺伽藍建立に先立って創建当初より存在し、法院とも呼ばれた様に経巻類を安置・書写する所であったと同時に曲池が存在する鳴（庭園）を中心とした一院であったとされる。そしてその所在を次の二点から右京一条四坊一坪に比定される。一つは田園目録で同坪が「字西室池田」と呼ばれ、今日当該地には池の痕跡を示すと思われる楕円形の特異な地割が残っていること。二つには図5の「字西室池田」に当たる付近に「鳴院」と注記した建物があり、その南に中島をもつ長方形の池が描かれていることである。岸氏も言われる様に図5が何に拠って「鳴院」を描いたのか問題があり、

臆説の域を出ない。ただ岸説の島院と南方の池の所在地の比定には図5の史料批判の上で若干問題がある。図5に描かれる嶋院南方の長方形の池は西大寺所蔵の二幅の近世の絵図にも描かれている。一つは図6で、図5と緊密な関係にあることについては既に述べたが、図6では戌亥弁才天へ通ずる参道を狭んでベタ池と対称の位置に楕円形の池として描かれる。今一つは「南都西大寺中古伽藍図」で、図6と同じ位置に方形の池がある。これら二幅の絵図では池が一条北大路を踏襲したと考えられる十五社明神一の鳥居前を東西に走る道より北に描かれている。とすると、岸氏の言われる様な「字西室池田」の楕円形の特異な地割を図5に描かれた嶋院南方の池の痕跡とすることはできない。むしろベタ池の堤の東に残る不整形の地割（この部分のみ八七・五mの等高線が谷状に西へ入り込むのではなく東へ突き出ている）をこの池の痕跡に当てることもできるのではあるまいか。いずれにしろ図5による限り嶋院をベタ池一帯に求めることはできない。ベタ池を中心とした地域については、「山莊」の存在を想定する説と「山莊」説に惹かれつつ嶋院の可能性をも示唆する説<sup>註42</sup>とがあるが、後者の説の拠り所がやはり図5であってみれば、先の図5の検討結果からは後者の説には無理があり、俄かに従うことはできない。しかし、ベタ池一帯の地が嶋院である可能性は全くなくなった訳ではない。図5の嶋院自体に如何程の信を置きうるのか問題があり、嶋院自身創建当初には現れるものの以後は全く文献史料にみえず、廃絶した堂塔跡を記入した中世の古図にも全く記されないことは注目に値し、案外称徳天皇がしばしば行幸した嶋院がのちに「山莊」となったのが真相なのかもしれない。「山莊」が文献史料に離宮等と表現されて登場してこないのも西大寺内にある附属施設<sup>註43</sup>の如き存在であったからと解することもできる。

#### D. 小結 最後以上検討結果を簡潔にまとめておきたい。

(1)西大寺の古図で「山莊跡」を図示するのは全て秋篠寺との相論に関連した図(図2・3)であり、鎌倉時代末期の嘉元元年を溯りえない。古図中最古の図1も「山莊跡」の記述についてはやはり秋篠寺との相論に関して書かれたとみられる。従って「山莊跡」伝承地は鎌倉時代末期を遡りえず、その伝承にも「山莊跡」を描く古図が相論に関して作成された事情からくる一定の限界を考えねばならない。ただ「本願御社」(西大寺本願称徳天皇を祀る)が少くとも鎌倉時代中期建長三年まで溯りうることから間接的に「山莊跡」を建長三年まで溯及させることは可能である。

(2)「山莊跡」伝承地は一条北辺四坊三・六両坪にわたり、その中心に位置するベタ池一帯に当たる。「山莊」の様相、「山莊跡」の状況を描いた二幅の近世の絵図があるが、多くの問題点をもち、「山莊」「山莊跡」の実態を把握する資料とはなしえない。ただ、当該地では中世には「本願御社」「弁才天」が祀られ、近世末にまで及んだことが知られる。

(3)「山莊」の実体を極めることは困難で、西大寺との関係、殊に寺地内に入るのか否かが大きな問題である。「山莊」の実体を考えるには、西大寺の施設として創建当初より存

在し、称徳天皇が行幸するが、平安時代以降全く史料に現れなくなる嶋院との関りも考慮せねばならない。「山荘」の実体が嶋院で、それが「山荘」として伝承された可能性も全く否定はできない。

「山荘」周辺に関する聞き取り調査に際し、次の方々に御世話になった。記して感謝する次第である。奈良市文化財審議会会長土井実氏・西大寺野神町一丁目自治会長西口正己氏・西大寺水利組合委員長鮫田敏之氏及び委員諸氏・西大寺宝ヶ丘町在住岡田種次郎氏、押熊町常光寺。

- 註1 『日本荘園絵図集成』上巻(1976年)P.199~200
- 2 『日本荘園絵図集成』上巻P.73参照
- 3 以下引用文書は全て西大寺文書である。
- 4 『鎌倉遺文』19893号
- 5 古図1記載の福益名の総面積は田園目録より少なく、西大寺古図の一幅に記す福益名、寺領の面積に近い。
- 6 河合正治「西大寺流律宗の伝播」(『金沢文庫研究』14-7 1968年)等
- 7 湯之上隆「関東祈禱寺の展開と歴史的背景」(『静岡大学人文学部』人文論集』28-2 1977年P. 35~36)
- 8 以下叡尊に関する伝記史料は全て、奈良国立文化財研究所監修『西大寺叡尊伝記集成』(1966年)によった。
- 9 松村武雄『日本神話の研究』第三巻(1955年)P.359~370
- 10 『大神神社史』(1975年)P.198~200, P.229~230
- 11 『鎌倉遺文』7398号
- 12 太田博太郎『南都七大寺の歴史と年表』(1977年)P.275
- 13 『平安遺文』2302号
- 14 『日本荘園絵図集成』上巻P.75参照
- 15 『日本荘園絵図集成』上巻P.199~200は本図が相論に関係をもたないとするが疑問である。
- 16 『七大寺巡礼私記』(奈良国立文化財研究所史料第22冊 1982年)西大寺条
- 17 『一代要記』(改定史籍集覧第一巻)
- 18 『(西大寺叡尊上人)遷化之記』
- 19 太田順三「西大寺の領域的支配の確立と絵図」(竹内理三博士古稀記念会編『続荘園制と武家社会』1978年)
- 20 藤田明「西大寺と秋篠寺との争論に就きて」(『歴史地理』8-1 1906年)、『平城村史』(1971年)P.28~32、太田註15論文
- 21 『日本荘園絵図集成』上巻P.209~221
- 22 嘉元元年太政官牒に「抑件山内当寺二箇<sup>ニ</sup>未寺<sup>ニ</sup>弥陀山寺<sup>ニ</sup>瑜伽山寺<sup>ニ</sup>者本願天皇草創之仁祀、秋篠山同時御寄附之伽藍也、流記文明白哉、佛閣皆凌廢礎石許相貽、下地已為<sup>レ</sup>當寺領<sup>ニ</sup>之上者同仰<sup>レ</sup>恩許<sup>ニ</sup>者也」、「至<sup>レ</sup>同山之下地并貳箇未寺舊領内谷田畠方方山子等<sup>ニ</sup>者永為<sup>レ</sup>當寺一圓之地<sup>ニ</sup>宜<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>進退領掌<sup>ニ</sup>者也」とある。
- 23 『奈良六大寺大観』第十四卷西大寺P.114~115
- 24 『日本荘園絵図集成』上巻P.75参照
- 25 『日本荘園絵図集成』上巻P.175



- 26 谷森善臣『山陵考』（『新註皇学叢書』第五卷 1927年）。猶、文久三年の陵墓修定事業の内容、谷森善臣と修定事業との関りについては戸原純一「幕末の修陵について」（『書陵部紀要』16 1964年）参照
- 27 岩本次郎「西大寺資財流記帳」（『仏教芸術』62 1966年）
- 28 西大寺が秋篠寺との相論の際に相論の対象となった秋篠山の領有を主張する為に利用したのが「国印流記」であり、訴訟に於いて提出した図が既にみた古図2であることから考えて、「国印流記」以外に「絵図」は存在せず、嘉元元年太政官牒（『大日本仏教全書』寺誌叢書第二）に言う「絵図」即ち西大寺作成の図に引き付けられて「絵図流記」とされたのではなかろうか。猶、室町時代の写しとされる資財帳（岩本註20紹介参照）も相論に関して書写されたのであって、鎌倉時代末期に溯るとすることができるかもしれない。
- 29 『奈良六大寺大観』第十四卷西大寺P.118～119
- 30 『西隆寺発掘調査報告』（1976年）P.70
- 31 奈良市編『遺存地割・地名による平城京復元図』（1974年）
- 32 明治22年添下郡西大寺村実測図、大正七年大字西大寺字限地図
- 33 奈良県立橿原考古学研究所編『大和国条里復原図』（1980年）No.13
- 34 小林剛「西大寺における興正菩薩叡尊の事蹟」（『仏教芸術』62 1966年）P.64～65によれば、史料的価値は余りないというが、江戸時代末頃の西大寺周辺のことを知るには有益な図である。
- 35 『奈良六大寺大観』第十四卷P.172
- 36 奈良国立文化財研究所編『西大寺絵画調査目録』（1961年）、『奈良国立文化財研究所年報1962』（1962年）P.12～13、清野智海「西大寺蔵板絵弁才天図」（『大和文化研究』8-4 1963年）、『奈良六大寺大観』第十四卷西大寺P.88
- 37 『続日本紀』天平神護二年十二月癸巳、神護景雲元年三月壬子、同年九月己酉、同三年四月辛酉各条。
- 38 岸俊男「鳴雑考」（『橿原考古学研究所論集第五』1979年）P. 280～283、太田註8著書P.262
- 39 滝川政次郎「長岡京管見」（『史迹と美術』522 1982年）
- 40 岸註30論文
- 41 岸俊男「習宜の別業」（『日本古代政治史研究』1966年）P.434～436、森蘊・牛川喜幸「旧西大寺境内の地形と水系」（『奈良国立文化財研究所1962』1962年）P.17
- 42 牛川喜幸「古代庭園の発見」（『月刊文化財』昭和51年11月号 1976年）P.12
- 43 資財帳に「居地參拾壹町在<sub>一</sub>右京一条三四坊<sub>一</sub>、東限<sub>一</sub>佐貴路<sub>一</sub>、<sup>除<sub>二</sub>東北角<sub>一</sub></sup>南限<sub>一</sub>一条南路<sub>一</sub>、西限<sub>一</sub>京極路<sub>一</sub>、<sup>除<sub>二</sub>山陵<sub>一</sub></sup>北限<sub>一</sub>京極路<sub>一</sub>」とある記述の解釈をめぐって西大寺寺地の取り方・一条北辺の存否に諸説のあることは周知のことである。従って「山莊跡」伝承地たる北辺一条四坊三・六坪が西大寺寺地内に含まれるか否かは大きな問題である。大井重二郎（「京北条里の起点と西大寺占地の関係並に北辺坊の存在について」上下、『史迹と美術』242・243 1954年、等）・大石雅章（「中世大和の寺院と在地勢力」、『ヒストリア』85 1979年）両氏は平安時代末期から鎌倉時代にかけての寺辺での寺領拡大が西大寺によって行われたことを推定され、北辺の存在そのものは勿論のこと北辺に西大寺寺地が及んでいたことへも疑問を呈しておられる。

## 2 平城宮と京の庭園遺跡における園池と建物

当該地における一連の調査では、A調査区で池SG 980の東岸とおぼしき落ち込みが検出されたにすぎない。しかしその折の出土遺物から、池が奈良時代から存続したものであることが推定されるとともに、H・I調査区で検出された遺構も、池と一体的な構成のもとに作られたものであることが判明した。ここでは平城宮と京およびその周辺で調査された庭園遺跡をあげ、若干の考察を行っておきたい。庭園遺跡については、平城宮第126次調査の調査報告書のなかで、「平城宮と京の庭園遺跡」として考察がなされている<sup>註1</sup>。そのなかでは、まず当時発見されていた庭園遺跡9ヶ所をあげ、大きく山麓に位置するものと、平地部に位置するものとのにわける。さらに山麓部に位置するものは、湧泉を水源とするものと、谷筋を堤でせきとめて溜池とするものの2つに分ける。平地部に位置するものは、新たに池を掘削するものと、既存の湿地、旧河床、古墳周濠を利用するものの2つに分ける。そしてこれら奈良時代の庭園遺跡に共通する点として、1. いずれも水深50cm未満の浅い池である。2. 3～10度の緩やかな傾斜の洲浜石敷を有する。3. 汀線が蛇行する曲線である。4. 園池に近接した位置に建物が建つ。ことを指摘している。今回はこうした研究をふまえて園池と建物との関係について考えてみたい。

**A. 園池と建物** これまでに確認された奈良時代の庭園遺跡は、11ヶ所に及ぶが (tab. 11)、園池と建物遺構の全体像が明らかになっているものは、平城宮東院と、左京三条二坊六坪の2ヶ所にすぎない。ほかに園池と建物遺構のそれぞれ一部を検出しているものに今回の調査地をはじめとして、左京一条三坊十五坪、左京三条一坊十四坪および白毫寺遺跡がある。以上の6ヶ所について園池と建物の関係を比較検討するために、これらの平面図を同一縮尺として並べたのがfig. 32である。残る5ヶ所の庭園遺跡については、以下の理由で今回は考察の対象にしなかった。佐紀池・平城宮北辺地域・法華寺は園池の一部を確認しているのみで、園池に伴う建物遺構が見つかっていない。平城宮大膳職地区は素掘りの不整形の凹みであり、護岸・景石もなく園池と考えるには疑問点が多い。また左京二条二坊十二坪は現在隣接地を発掘調査中であり、未報告である。上記6ヶ所それぞれについて園池と建物の関係を見ていこう。

**平城宮東院** 平城宮で検出された庭園遺跡は東院東南隅に位置し、東面と南面は宮の大垣によって区画される。遺構は大きくA・Bの二時期にわかれる。園池自体も護岸などに若干の改修がみられる。A期には玉石敷きの園池の北と西を掘立柱塀SA 9060、9061、9287がかこみ、園池の北に東西棟掘立柱建物SB 9067、園池の西に東西棟礎石建物SB 8480の2棟が建てられる。また園池の北に園路と考えられる石敷SX 9043、9099がある。

B期になると園池は全面的に造り替えられ、池底および護岸は礫敷きとなり、汀線の出入りも大きくなる。また北岸には石組みの築山が、池南部には中島が築かれる。北を画し

ていた掘立柱塀は南へ約11m移動し、園池北側部分はせばめられるが、西の掘立柱塀は同位置で改築が行なわれる。西には東西棟掘立柱建物SB 8470と棧敷状施設SB 8471、その南に柱囲いSA 8467、8468と棧敷状施設SB 8466が建てられる。SB 8470の東2間分と棧敷状施設は池の中に建ち、さらにSB 8466からは東岸との間には渡廊SC 8465がかかる。園池の北には東西棟掘立柱建物SB 9077、9081が建てられ、園池の南には東西棟掘立柱建物SB 5870、八角楼SB 5880が建つ。また園池の東北部には橋SX 8453がかけられる。B期にいたって、園池周辺での造作が進み、園池へ張り出す建物が多くなることに特徴がある。

**左京三条二坊六坪** 左京三条二坊六坪（以下三条二坊と略す）も大きくA期、B期の2時期に分けられる。A期は坪の中心部に作られた園池を囲む形で、70尺の等距離に東西南北の4掘立柱塀が建てられる。園池の西には南北棟掘立柱建物SB 1470、1505、1510の3棟が建てられる。このうちSB 1470と1505はともに園池周辺の礫敷に接して建ち並び、東院の園池西側に建つ建物と類似した位置を占めている。

B期には北のSA 1500は存続するが、西と南の塀が取り払われ、東の塀はSA 1483に改作される。園池と一体となる区域がやや拡大される。園池の西には南北棟掘立柱建物SB 1471、1472、南北棟礎石建物1540の3棟の建物が建てられる。園池からの距離はSB 1471と1472が約10m、SB 1540は約18mとA期の各建物に比べて、やや園池から後退した位置を占めるようになる。

この2例の庭園遺跡では、まず園池の周囲を掘立柱塀で囲み、園池と一体として利用される空間を限定している。その広さは、東院では東西65m、南北94～105m、面積約6100～6800㎡であり、三条二坊は東西41～46m、南北41m、面積約1700㎡である。また東院B

	遺 跡	規 模 (m)			意 匠	参 考 文 献
		南北	東西	水深		
1	右京一条北辺四坊六坪	18	55	0.2	中島、北西隅に涌泉、地山を掘り込む	本報告
2	平城宮東院	60	60	0.4	景石、中島	『年報』1968, 1977, 1979, 1980
3	左京三条二坊六坪	55	15	0.25	全面石敷、洲浜、庭石	『平城京左京三条二坊六坪発掘調査概報』1976, 1980
4	左京三条一坊十四坪	10	5+	0.25	玉石で護岸した中島	『年報』1968
5	左京一条三坊十五坪	10+	20+	0.2～0.3	平塚2号墳前方部の葺石を利用した洲浜、景石	『平城報告』VI 1974
6	白毫寺遺跡	240	150+	0.5	護岸、景石、石組の泉水	『奈良県遺跡調査概報』1982
7	佐紀池	17	18	0.8	幅2mの石敷洲浜	『年報』1976, 1977
8	平城宮大膳職地区	16	16	0.6	整地土を掘り込む	『平城報告』II 1962
9	平城宮北辺地域	16	16	0.6	市庭古墳外堤の葺石を幅3mの洲浜とする	『平城宮北辺地域発掘調査報告』1981
10	法華寺	10	30+		礫敷の護岸、洲浜	『55年・57年平城概報』1981, 1983
11	左京二条二坊十二坪	10	8	0.3	景石、玉石による護岸	『奈良県観光』第321号

本表の作成にあたっては、『平城宮北辺地域発掘調査報告』1981を参考にした。

略記 『年報』=『奈良国立文化財研究所年報』、『□年平城概報』=『昭和□年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』  
『平城報告』=『平城宮跡発掘調査報告書』

tab 11 平城宮と京および周辺の庭園遺跡

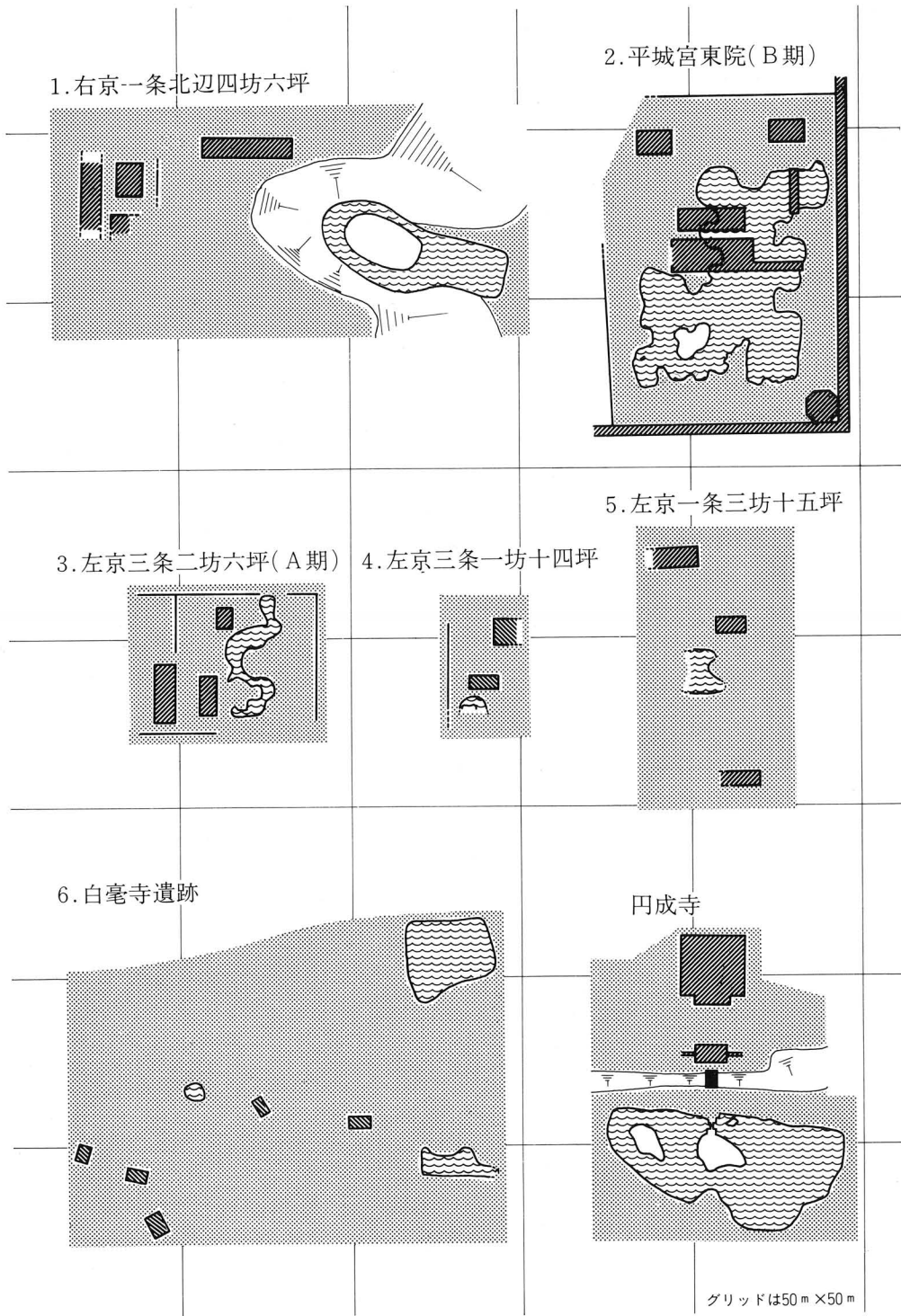


fig. 32 奈良時代庭園比較図

期のSB 5870、8470、8471、8466や三条二坊A期のSB 1505のように、建物の一部が園池へ張り出す建物が見られ、文献にあらわれる池台、池亭のような性格が推定されている。<sup>註2</sup>園池を周囲から観賞するだけでなく、園池水面を利用して何らかの行事を行なう、より直接的な園池の利用が推定される。そこには奈良時代の文献にしばしば見える曲水宴との関連がうかがわれる。遺構の上からも東院園池南側のSD 5856は、従来から曲水宴との関連が指摘されている。三条二坊の園池SG 1504も平面形や水勾配から考えて、やはり曲水宴に使用されたものと考えられている。

**左京一条三坊十五坪** 南北2町分を占めると推定される宅地の東半部を発掘し、古墳の周濠を利用した園池と、園池の北側に東西棟掘立柱建物SB 480、510、南側にSB 530の3棟の建物を検出した。SB 510と530はいずれも園池から約10m、SB 480は約40m離れて建つ。これらの建物群は宅地内の東半部を構成する脇殿的な建物と推定されている。

**左京三条一坊十四坪** 十四坪の西側3分の1を発掘し、発掘区南端で園池北端部を検出した。園池の西2mには西側の小路に面する築地塀があり、検出された部分が園池の西端部であることがわかる。またこの園池は南の未発掘地にのびており、十三坪に及ぶ可能性が高く、二つの坪が一連の宅地であった可能性がある。築地塀内側で24棟の建物を検出し、5～6時期の建て替えが行なわれていることが判明した。庇付きの建物や倉があり、園池を伴った上級貴族の邸宅跡と推定されている。園池に近い建物としては、園池北側に重複する4棟の東西棟掘立柱建物がある。いずれも園池から10m以内にあり、園池と一体の建物であろう。

**白毫寺遺跡** 白毫寺遺跡は谷を利用して作られた石組み護岸をもつ園池と、そこからのびる大形の溝や、石組みのある泉水的な施設が検出されている。周辺には小規模な掘立柱建物が5棟点在しているが、配置の上からは園池との有機的な関係はうかがえない。しかしこの遺跡については、立地・出土遺物等から聖武天皇の高円離宮の可能性を説く考えもある。春日山西麓部にあり、外京の諸大寺をはじめとする西方への眺望が開けている。

**B. 右京一条北辺四坊六坪の庭園遺跡** 園池と建物との関係が明らかである東院、三条二坊、左京一条三坊十五坪、左京三条一坊十四坪の4ヶ所の庭園遺跡と、右京一条北辺四坊六坪の庭園遺跡（以下北辺四坊と略す）とを比較すると、まず立地の点で前4者が平地であるのに対し、後者が丘陵地であるという基本的な相異がある。北辺四坊の宅地としての広がりや、占地の項で見たように、三坪と六坪の東西2坪と仮定すると、三坪は園池の一部と、園池東側に広がる平地であり、六坪は園池の大部分とこれをコの字形に取り囲む丘陵部となっている。そして園池は谷部にあり、H・I調査区の一連の遺構は、丘陵上に位置するから、両者の間には、約6mの比高差が生じている。これに対して平地部に立地する前者では、当然のことではあるが、園池と建物は同一レベルで存在する。また平面的に見ても、前者では園池と建物が近接し、なかには池中に張り出すものもあるのに対

し、北辺四坊ではSB 1000が約20m、他は約50mも離れた位置にある。今回の調査地における最大の建物であるSB 1000の南面中央からの園池の見え方を検討するために、現況の地形図をもとに書き起した断面図がfig. 33である。園池西側の傾斜地、及び中島に植えられていたであろう樹木を考慮に入れると、SB 1000からは園池を望み得ないことがわかる。西方の建物SB 1095、1100などからはまったく見えない。他の庭園遺跡における建物のあり方からして、北辺四坊でもさらに園池に近い丘陵上ないし傾斜面、あるいは園池東の平坦部に園池により直接的に関与する建物が想定できる。これらのことからH・I調査区における一連の建物の性格として、脇殿あるいは後殿といった位置付けが可能であろう。

次に北辺四坊では丘陵上に建物が建ち、一段低い谷部に園池を築造するという敷地利用がなされているが、この種の敷地利用は白毫寺遺跡に共通性を見い出せる。ただ残念なことに白毫寺遺跡では前掲のごとく園池と建物の関係が明らかになっていない。やや年代が下るが、これと良く似た敷地利用を行なっている庭園遺構に奈良市東郊の円成寺<sup>註3</sup>があげられる(fig. 32)。円成寺は平安時代の所謂浄土式庭園として著名であるが、ここでは本堂以下の主要伽藍が丘陵南面の台地上にあり、下方に谷の湧水を利用して作られた園池がある。園池には伽藍中軸線に沿って南岸から中島を経て北岸へと2基の橋が架かる。橋を渡った北岸からは上部の台地へ登る石段がつづき、石段を登りきったところに楼門が建つ。楼門の建つ台地と下方の園池との比高は約4mを測る。楼門に立てば下方の園池は一望のもとに見渡せる。このような構成は庭園としては希な部類に属すが、こうした構成がすでに奈良時代に行われていたことを今回の庭園遺跡は実証した。また、この種の通常の宅地には見られない特殊な敷地利用がなされた遺跡の性格として、別業ないし離宮的な施設を考えたい。別業・離宮というと京外に求めるのが通例であろうが、北辺四坊の地が自然環境に恵まれた別業・離宮を営なむにたる地域であったという想定は、北辺四坊の当時における開発状況として設定できよう。

以上のように今回調査したH・I調査区の遺構について、他の庭園遺跡と比較しながら脇殿あるいは後殿的な施設と推定するとともに、園池を含む敷地全体について立地・敷地利用の特殊性から別業ないし離宮的な性格を考えてみた。しかしながら、この種の遺跡の調査事例が少ない現段階では、これも推定の域をでない。文献の記載によれば、平城京周辺には離宮や個人の別業が数多く営まれていたことがうかがわれる(tab. 12)。そうした遺跡の調査例の増加が望まれるとともに、周辺の開発が進んでいる当遺跡周辺に残された空地の保存と、計画的な調査の必要性が痛感される。

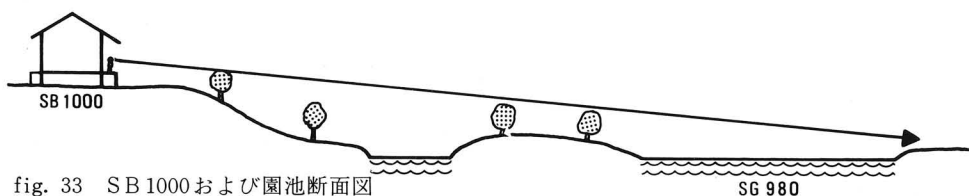


fig. 33 SB 1000および園池断面図

- 註1 田中哲雄「平城京と宮の庭園遺跡」(『平城宮北辺地域発掘調査報告書』1981) P. 17~19  
 2 奈良国立文化財研究所『平城京左京三条二坊六坪発掘調査概報』1976 P. 12  
 3 森蘊「円成寺の庭園」(『奈良市史 建築編』1974) P. 469~475

宮名	存続期間	比定地	典拠	備考
岡田離宮	和銅元.9	京都府加茂町 大字北、山田	統紀和銅元.9.庚辰条	
春日離宮	和銅元.9~ 天平宝字頃には荒廢	奈良県奈良市 白豪寺町	統紀和銅元.9.己酉条 万葉集4506~4510	=高岡離宮
倉橋離宮	慶雲2.3	奈良県桜井市倉橋	統紀慶雲 2.3癸未条	
竹原井離宮	養老元2~宝龜2.2	大阪府柏原市高井田	統紀 万葉集4457~4459	行宮、頓宮 =河内離宮 =和泉宮
智努(珍努)離宮	靈龜2.3(造営か)~ 天平宝字6.3	大阪府泉佐野市中村	統紀 大日古2, 3, 5, 10, 12	
二槻離宮	大宝2.3(繕治)		統紀大宝2.3.甲申条	斉明朝より存在
保良離宮	天平宝字3.11 (造営開始)~6.5	滋賀県大津市国分	統紀、大日古4	
襲原離宮	和銅6.6~天平14.8	京都府加茂町瓶原	統紀	
吉野(芳野)離宮	文武4.8~天平8.6	奈良県吉野町宮滝	統紀、万葉集907~916 920~927, 1005~1006	天武朝以前より 存在
紫香樂離宮	天平14.8~17.5	滋賀県信樂町黄瀬	統紀、大日古2	
玉津島離宮	神龜元.10(造営)	和歌山県和歌山市 和歌浦中	統紀神龜元.10 戊戌条	
飽波宮	神護景雲元.4~3.10	奈良県斑鳩町法隆寺	統紀	
石原宮	天平14.8~15.7	京都府加茂町河原	統紀	
大郡宮	天平勝宝元10~2.7	大阪府大阪市東区	統紀、大日古11	孝徳朝より存在
小治田宮	天平宝字4. 8~ 天平神護元.10	奈良県明日香村豊浦	統紀	推古朝より存在
新城宮	宝龜5.8	奈良県大和郡山市 新木町	統紀宝龜5.8己丑条	
松本宮	天平勝宝4.4		大日古2、平概15	
大原宮	天平15.12		大日古11	
大島宮	天平6.5~ 天平勝宝2.3	奈良県明日香村島庄	大日古1, 2, 3, 9, 25	
梨原宮	天平勝宝元.12	奈良県大和郡山市 と奈良市法華寺町	統紀天平勝宝元.12.戊 寅条	
薬師寺宮	天平勝宝元.閏.5~ 2.2	奈良県奈良市七条町	統紀	
楊梅宮	宝龜3.12~8.6	奈良県奈良市 法華寺町	統紀	
薬園宮	天平勝宝元.11~ 2.正	奈良県大和郡山市 北郡山町	統紀、長徳4年諸国諸 庄田地目録	=南薬園新宮
由義宮	神護景雲3.10~ 宝龜元.4	大阪府八尾市別宮	統紀	
田村宮	天平宝字元.5~ 延暦元11	奈良県奈良市三条町	統紀	
勅旨宮	延暦元.7		統紀延暦元.7戊申条	

典拠欄略号 統紀=統日本紀、大日古2=大日本古文書第2巻、平概15=平城宮発掘調査出土土木簡概報15

tab 12 奈良時代の離宮一覧

### 3 遺構断面の転写



fig. 34 SX1075遺構断面転写

I 調査区の柱掘形3ヶ所(SB1070 2ヶ所、SB1080 1ヶ所)と火葬墓1ヶ所(SX1075)で遺構断面の転写を行なった。火葬墓SX1075を例に転写の手順を説明する。

火葬墓の断面を平滑に削り出し、土層断面の転写用に開発したエポキシ系合成樹脂(商品名: トマックNR-51)を薄く塗布した(fig. 34-1)。施工時の外気温が低く、合成樹脂の硬化反応が遅かったので、温風を吹きかけて反応速度を正常にもどした。温度が10℃以下になるような戸外でこの種の合成樹脂を扱う時は、適度に加温することが必要である。塗膜が硬化したあと、さらに寒冷紗などの布を張り付け強化した。

合成樹脂が完全に硬化したのち、これを剥ぎ取ると(2)、塗膜面に遺構断面の土層が正確に転写される。もろい木炭も豊富に付着しており、墓壙が鮮明に転写された。転写資料は余分の土砂などを水で洗い落したのち(3)、十分に乾燥させた。

もろい木炭などはアクリル系合成樹脂(パラロイドB72)を浸みこませて硬化・固定した。さらに、あらかじめ転写資料の大きさに合わせて製作した木製パネルに張り付けて仕上げた(4)。この時の接着剤には、エポキシ系合成樹脂に増量剤としてガラスの粉末(マイクロバルーン状)を混合して使用した。パネルに張り付けたのち、簡易な額装にして体裁をととのえた(5)。

また、骨蔵器が埋納されていた部分には、原寸大に撮影した骨蔵器のカラー写真を張って、火葬墓の断面が理解しやすいように配慮した。